

令和元年度

瀬戸内市職員採用候補者選考試験受験案内

【一般事務職】

(高校卒業程度)

(障がいのある人)

瀬戸内市

受付期間	令和元年8月26日(月)～9月19日(木)
試験日	第1次試験 … 令和元年10月20日(日)
	第2次試験 … 令和元年11月24日(日)

瀬戸内市では、令和2年4月採用予定の職員を次のとおり募集します。

◆採用予定人員

一般事務職

- ① 高校卒業程度 …… 若干名
- ② 障がいのある人 …… 若干名

◆採用予定日

令和2年 4月 1日

◆受験資格

①学校教育法による高等学校を卒業した人、又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人
ただし、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む)又はこれと同等と認める学校等を卒業又は令和2年3月31日までに卒業見込みの人を除く。

②以下の条件をすべて満たす人

1. 高等学校卒業程度以上の学歴を有する人、または令和2年3月31日までに卒業見込みの人
2. 活字印刷文による出題および口頭による面接に対応でき、介助者なしで職務の遂行が可能な人で、下記のいずれかに該当する人
 - (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
 - (2) 都道府県知事、または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
 - (3) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神福祉保健センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者と判定された人
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

①②とも昭和35年4月2日以降に生まれた人

◎ 注意事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア) 日本国籍を有しない人
- イ) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項(次の4項目)に該当する人
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 瀬戸内市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◆試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分	科目	形式	時間	内容
一般事務職	教養試験	択一式	120分	公務員として必要な一般的知識及び教養
	作文試験	記述式	60分	当日出題される課題についての作文試験
	性格・適性 診断検査	択一式	90分	職務及び職場への適応性、一般的な性格の 検査
	事務適性検査	択一式	10分	事務の正確さ、迅速さ等をみる能力検査

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して口述試験を行います。

◆試験場所

瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所本庁

◆受験手続

☆ 提出書類

- *願書 (瀬戸内市指定のもの)
- *履歴書 (瀬戸内市指定のもの)
- *受験票 (瀬戸内市指定のもの)
- *エントリーシート (瀬戸内市指定のもの)
- *障害者手帳・療育手帳等の写し (障がいのある方のみ)

☆ 受付場所

瀬戸内市役所総務課 〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

☆ 願書、履歴書等の請求方法について

願書、履歴書、受験票及びエントリーシートの様式は、瀬戸内市総務課・瀬戸内市長船支所・瀬戸内市牛窓支所で交付します。また、瀬戸内市ホームページの職員採用試験情報ページからダウンロードもできます。(アドレス <http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/shisei/saiyobosyu/syokuinbosyu/index.html>)

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「市役所採用試験受験願書請求 一般事務職希望」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒(A4サイズで、120円切手を貼付)を同封して瀬戸内市役所総務課宛に送付してください。

☆ 受付期間

- ▼ 令和元年8月26日(月)から9月19日(木)まで
(土日、祝日を除く)
- ▼ 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
- ▼ 郵送による受付は、**令和元年9月19日(木) 必着**
※ 記入もれ、印もれなど書類不備の場合は、受付できないこともありますので、
注意してください。(早めに申し込みを行ってください。)

【 給 与 】

★ 給 料

学歴・免許	新卒者の採用時給料月額 (平成31年4月)
高 校 卒	148,600円

- ※給与改定により、若干変更の可能性があります。
- ※経験年数、学歴により加算される場合があります。

★ 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末・勤勉手当等の支給制度があります。

【 その他 】

- ★ 条例により、職員の定年は60歳です。

■ お問い合わせ先

瀬戸内市役所 総務課 職員係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

電話：0869-22-3909

電子メール：soumu@city.setouchi.lg.jp

※電話での受付時間 8:30～17:15 (土・日曜日、祝日を除く)